

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年3月24日認可した。

令和4年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）赤岡上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業） 大谷池（左岸）地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業） 大谷池（右岸）地区